

韓国電子政府について

全体状況

・国連の電子政府に関するランキングで、わが国は11位、韓国は米国に次いで第2位と世界最高水準にある。特に中央政府と地方自治体を含め行政のバックオフィス系業務の標準化、DB間の相互連携が相当程度進んでおり、わが国は韓国の取組みより少なくとも5年程度は遅れているとの印象。

・韓国の行政手続は約5000種類、そのうち利用頻度の高い約800の手続のオンライン化が可能となっており、インターネット上で証明書の発給まで可能な手続は32種類となっている。実際の利用状況は、全体で2～3億件近い行政事務のうち、1500万件がオンライン利用されており、証明書の発給までインターネット上で完結している手続も年間で600万件近くになっている模様。

・韓国の電子政府の大きな特色は、行政のバックオフィス業務の電子化が進んでいることであり、その結果として、行政の許認可プロセスがガラス張りとなり、各種のプロセスがどこまで進展しているか、担当者の氏名や連絡先を含め、インターネット上で国民が容易に追跡できるようになっている。こうして行政の透明性の向上、情報公開の徹底に役立っていることが、電子政府の取組みへの国民の大きな支持につながっている模様。

・2008年から2012年までの5か年計画で、次世代の電子政府を推進するためのマスタープランを作成済みであり、この中で、現在の電子政府システムを国民利用者の視点に立って高度化することを目標としている。そのうち次世代の電子地方政府構想は、U-Life21と称されている。注目すべき点は、フロントオフィスの国民ニーズに応じた『ライフイベント毎のワンストップ・ポータル』構築が遅れているため、顧客ニーズにきめ細かく対応し、国民一人一人のニーズに沿ったマイ・ポータルを選択、作成できるようにした「私の電子政府(My e-Gov)」構想を実現しようとしていることにある。

政権交代に伴う組織再編

政権交代に伴う省庁再編成により、電子政府に関し行政自治部と情報通信部に分かれていた権限が、行政自治部を改組した「行政安全部」に一元化。地方分権推進の観点から、次世代の電子政府構築への取り組みを一層加速していくものと期待される。行政安全部(わが国の総務省に相当)が大統領の指示を受けて、関係各省や地方政府との調整を含め、韓国全体の電子政府の司令塔役を果たしている。

再編前

再編後

行政自治部

電子政府政策を担当

行政情報共同利用推進団

行政情報共同利用推進委員会を技術面、制度面で支援

行政情報共同利用センター

行政情報共同利用システムの運用

情報通信部

国家情報化政策(民間分野を含む)を担当

韓国情報社会振興院(NIA)(旧韓国電算院)

情報化政策研究、インフラ構築支援、電子政府支援

韓国情報保護振興院(KISA)

主に民間の情報セキュリティ研究、技術開発など

政府革新地方分権委員会

電子政府事業の基本計画等の策定や重要施策を推進する大統領直属組織

行政情報共同利用推進委員会

総理と民間専門家が委員長を務め、政府の長官、次官と民間専門家で構成。行政情報共同利用に関する重要政策を意志決定する。

移行

一部統合

統合

行政安全部

電子政府政策と国家情報化政策を一元的に担当

行政情報共同利用推進団

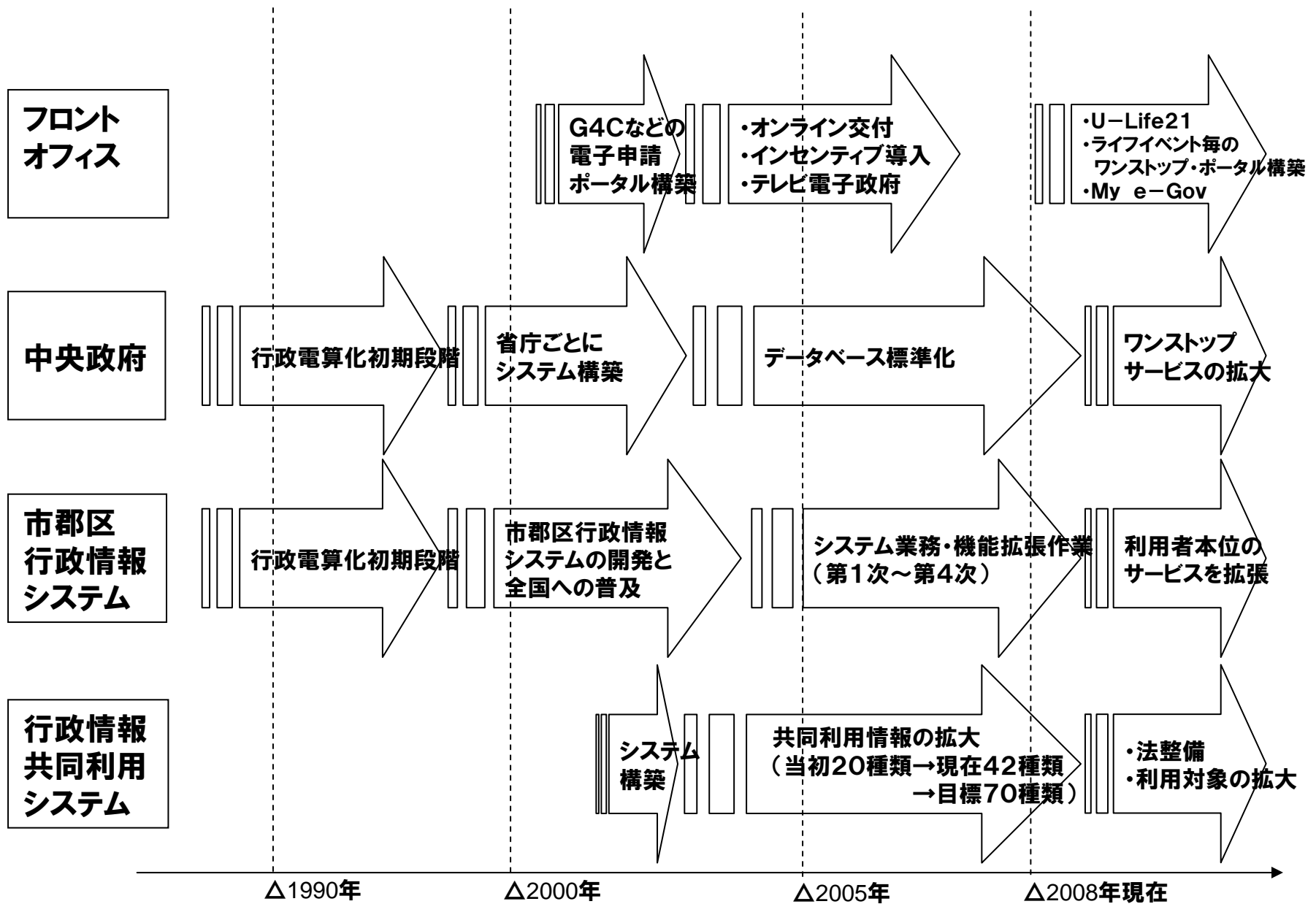
行政情報共同利用センター

韓国情報社会振興院(NIA)

韓国情報保護振興院(KISA)

行政情報共同利用推進委員会

政府、自治体システムの変遷



電子申請の利用率

現在の全体的なオンライン利用率は40%程度。特に、国税、調達関連の手続きは90%を超えている。企業関連の手続きの利用率は低い。

<手数料減免による利用率向上>

行政安全部の指示により、利用の多い手続きについて、オンライン申請利用の際の手数料減免を実施することでオンライン申請の利用率が向上。法制度上、地方政府には手数料減免の決定権限はない。典型例として、住民登録票をインターネットを通じて自宅で発給を受ける際の手数料は無料。

<江南区の場合>

江南区では、オンライン申請利用率は57%(年間件数にして約58万件)。住民の区役所来訪の手間などの機会費用削減効果として、年間28億円の予算を節減。

また、電子申請の効果により、職員数が2045人(1995年)から1307人(2005年)へと約35%減少。職員の削減は退職による自然減で対応。電子行政導入の初期段階では、紙と電子が混在した対応により一時的に職員の仕事量が増加したものの、その後、電子的な仕事の処理に習熟するにつれ、全体の仕事量も減少し人員も削減できた。

<携帯電話の利用>

携帯電話からG4Cへのアクセス申請については、土地台帳の閲覧を試験的に行っているが、あまり使われておらず試行の域を出ていない。携帯を使ったインターネットバンキングも普及していない。

証明書の交付方法(江南区の事例)

電子手続きが可能な申請について、インターネットを利用する方法、KIOSKを利用する方法、直接役所に出向く方法の3つがある。

<自宅プリンタでの交付>

- ・自宅のプリンタで交付できる証明書は住民登録票謄本・抄本など6種類。一般のプリンタを使って普通紙に印刷可能。交付手数料は免除

<KIOSK交付>

- ・官公署、銀行、地下鉄駅、コンビニ等に設置し、専用紙に印刷。
- ・保健所なども含めた43種類の手続きに対応。住民登録証など他区の証明書を交付できる手続きもある。
- ・KIOSK端末の値段は1台約180万円で、地元のIT企業が開発。基本仕様は同じだが自治体により若干仕様が異なる。
- ・端末での本人確認は、国民番号の入力と指紋認証により行う。
- ・KIOSKによる証明書の交付手数料は有料。

<窓口交付>

- ・申請書を紙で提出し、窓口より後ろの処理は電子的に処理。ただし、決裁は紙ベースで処理。
- ・窓口で住民登録証の交付を依頼する際の申請書の提出は不要で、住民登録カードを提示して口頭で依頼するだけで30秒ほどで交付してもらえる。



庁舎内に設置されたKIOSK端末



窓口の様子

証明書のサンプル(江南区の事例)

- 自宅のプリンタの場合、普通紙に印刷してもよい。KIOSKで交付する場合は専用紙になる。
- プリンタで印刷した証明書には、原本の記載情報が二次元バーコード(証明書の下部分)に埋め込まれており、偽造は困難。
- コピーするとコピーしたことがわかるように印字される。

문서확인번호 [redacted] 1/1

주민등록표
(동본)

이 증명서는 세대별 주민등록표의 원본 내용과 동일함을 증명합니다.
담당자: 전화 02-729-[redacted]
신청인(조인대): [redacted]
발급일/유효기간: 2008년 03월 21일

세대주 성명(원가)	세대주 성 사용 및 일자	2006-10-25
[redacted]	[redacted]	[redacted]
번호	주 소 (동/연)	전 입 일 / 변 동 일 년 월 일
[redacted]	[redacted]	2006-10-26 2006-10-26
연주소	[redacted]	전입
== 이 하 이 맥 ==		
번호	세대주 성 명(원가) 관 계 주민등록번호	전 입 일 / 변 동 일 년 월 일
1	[redacted]	[redacted]
2	[redacted]	[redacted]
3	[redacted]	[redacted]
== 이 하 이 맥 ==		

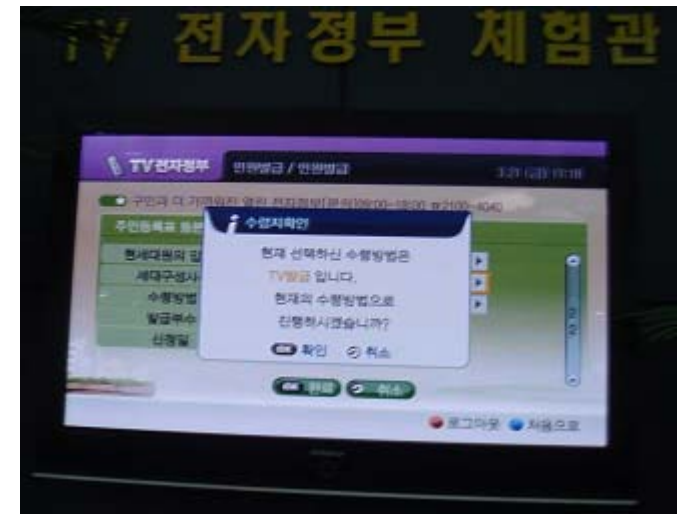
1. 본인이나 세대원은 전자주민등록(www.e.gov.kr)에서 무료로 주민등록표를 열람하거나 등·초본을 교부받을 수 있습니다.
2. 전자본서로 교부하는 경우에는 원본과 동일함을 증명합니다. [주민등록지(당장1동)]

본 증명서는 인터넷으로 열람할 수 있으며, 개인정보(주민등록번호)와 주민등록지 확인대뉴를 통해 문서확인번호 또는 문서화단의 바코드로 내용의 위·변조 여부를 확인해 주십시오. 다만, 문서확인번호를 통한 확인은 발급일로부터 30일까지 가능합니다.

テレビ電子政府(江南区の事例)

パソコンに弱い高齢者や役所を訪問することが困難な障害者にとっても手軽に電子申請や情報入手が可能となるように、身近な媒体であるテレビを通じてアクセスできる「テレビ電子政府」をテスト導入。

- ・テレビ電子政府は行政安全部、江南区、ケーブルテレビ放送局(江南区では1社のみ)が共同で進めている事業。全国的には行政安全部が主体であり、江南区はテスト地域として先行導入しており、まだ全家庭で利用できる状態ではない。
- ・通信はケーブルTVの回線を利用。江南区では22万世帯中19万世帯がケーブルTVに加入。そのうちデジタル規格のケーブルTVに加入している5万7千世帯が無料でテレビ電子政府の利用が可能。
- ・テレビ電子政府用に特殊なプリンタドライバを入れたセットトップBOXを、江南区とケーブルテレビ放送局が共同開発。150種類の市販のプリンタとつないで、各種証明書の取得が可能。ケーブルテレビ加入時にこのセットトップBOXが提供され、合わせてテレビ電子政府のログインIDを取得する。
- ・手続き申請、税金納付、行政ニュース、教育関連など12のメニューがあり、生活に必要な情報の入手が可能。画面操作はテレビのリモコンを使用。
- ・セットトップBOXとプリンタを接続して交付物の印刷が可能。本人認証のために公認認証書が必要な時は、セットトップBOXにUSBメモリを接続する。



画面イメージ

行政情報の共同利用

市民に対する書類発給事務を削減するために、行政情報の共同利用を実施。行政、公共、金融分野に対する申請に関して、行政情報共同利用センターに必要な情報を問い合わせることで、添付書類に相当する情報をバックオフィスで確認。これにより、申請者の添付書類削減、紙文書削減を実現。

・2001年に、行政事務の原則電子処理化を明記した「電子政府推進法」を制定。これに基づき、約30億円を投資して「行政情報共同利用センター」を国の組織として設立(従って運営責任は、行政安全部が負う)。行政機関の発行する証明書のうち42種類(最終目標は70種類)が行政機関相互で共同利用できる仕組みが構築されることによって、全体で7割近い添付書類が不要になった。既に年間で約2300万件もの行政情報が共同利用されている模様。

・しかしながら、行政情報の共同利用を推進していくプロセスの中で、いくつかの解決を要する困難な課題に直面。具体的には、個人情報流出する事故が生じた際の行政機関相互の責任が曖昧なため、センシティブな個人情報を取り扱う行政機関へ共同利用の範囲を拡大することが難航していたこと、公的法人や銀行などの民間機関を利用対象に加えるための法的根拠が明確でないこと、などの問題があることが判明。共同利用センターの法的位置づけ、共同利用の基本原則や手続を明確化するため、5月にもスタートする新議会に「行政情報共同利用推進法案」と称する新法案を再度(旧政権で一度提案したが時間切れ、廃案となっていた)提出する予定。

・個人情報の共同利用に当たっては個人の同意が必要。行政情報共同利用センターでは、共同利用するデータ自体は蓄積しない。ただし、どの行政機関(利用機関)が、いつ、どういうデータを他のどの行政機関(提供機関)から参照したかの履歴管理を行っており、いつでも個人が開示を要求することが可能。

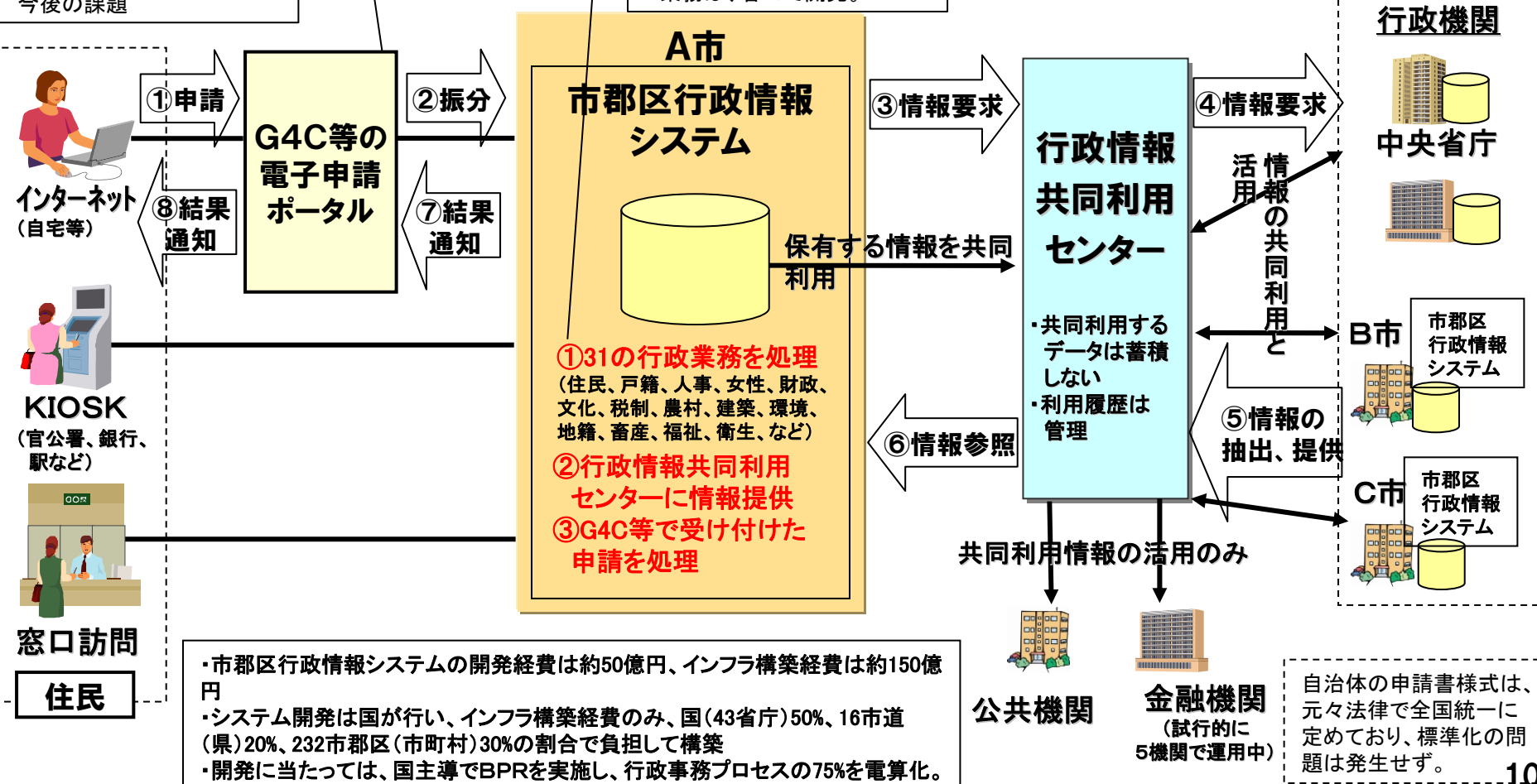
市郡区行政情報システムと行政情報共同利用センターの関係

- ・電子地方政府を実現するため、わが国の市町村に相当する市郡区(232)における業務の標準化、共通化を進めた上で、市郡区行政情報システム(セオール行政情報システム)を国が開発し、全国に整備。
- ・各自治体の市郡区行政情報システムが管理する情報を行政情報共同利用センターを通じて共同利用。
- ・行政情報共同利用センターと連携して、各種情報を活用してG4Cなどで受け付けた民間申請を処理。

- ・厳密な身元確認が必要な手続きのみPKI利用
- ・ワンストップサービス実現が今後の課題

- ・各自治体で必要な業務のみ選択して使用。
- ・31業務以外の自治体独自の業務は、各々で開発。

住民情報、税情報、土地・建物登記など42種類の行政情報を共同利用センターを介して共同利用



ワンストップサービス

韓国では添付書類の削減により業務効率化を実現しているが、電子政府のさらなる利便性向上のためには、ライフイベントごとのワンストップサービスの推進が今後の課題のようである。

<現在実現している事例>

引っ越しワンストップ（図1）

- ・転入先の住民自治センターで転入申告書（紙）を提出。申告書データは一旦中央に送られてから地方に届く。（行政情報共同利用システムとは別の仕組みを使用）受け付けた転入申告書は紙で保管。
- ・その他の関連手続きは転出元、転入先の職員間で行政情報共同利用システムを使って行う。

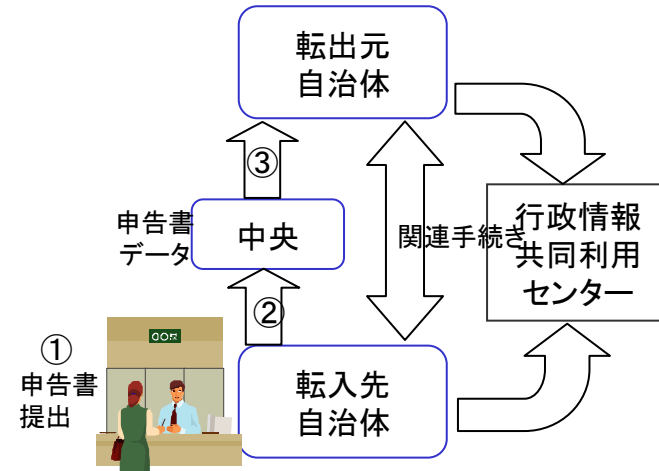


図1 引っ越しワンストップ手続きの概要

中央省庁関連手続きのワンストップ（図2）

- ・中央省庁のシステムはデータベースが標準化されておらず、各々のデータをマッピング、変換して対応。（現在標準化作業を実施中）

パスポート申請

- ・オンライン申請サービスは未実施。申請書と写真を窓口提出か郵送により行う。
- ・従来必要であった10種類の添付書類は省略され、必要な情報は行政情報共同利用システムを使って職員が確認する。

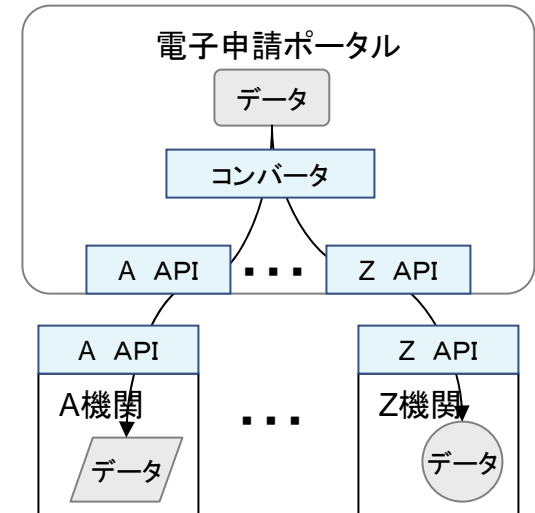


図2 中央省庁関連手続きのワンストップ概要11

<認証>

・電子申請の個人認証は、ほとんどの手続でID/パスワードを使用。PKIを使用するのは住民登録票謄本・抄本の発給など身元確認が必要な手続に限定。

<住民登録番号とI-PIN>

・韓国では、電子申請、インターネットバンキング、インターネットショッピングなど、民間も含めたあらゆるインターネットサービスで住民登録番号が使用されている。しかし、住民登録番号が盗まれた場合に、なりすましの危険性の高いことが問題になっている。

その対策として、I-PINと呼ばれる番号を取得し、住民登録番号の代わりに使用できる制度が設けられている。利用者は民間登録機関からI-PINを取得し、自分で番号を変更して使用することができる。

政府も行政手続き用に同様の仕組みのG-PINを提供しているが、今後I-PINと統合される見通し。

<PKI>

・PKIの秘密鍵格納媒体はUSBメモリが主流。最近ではセキュリティ機能を持ったUSBメモリが普及。セキュリティの高い媒体ほど取り引き限度額を高くする法案が近日中に施行される。

・NPKI(民間の認証基盤)の無料で発行される証明書を使う人が多く、有料の汎用証明書はあまり使われていない。最近では大学の学生証や会員証など様々にPKIが応用されている。しかし、電子申請、銀行、証券、インターネットショッピングで必要になるPKIがそれぞれ異なる場合があり、利用者は不便を感じている。

・組織再編で情報セキュリティ関連の組織が行政安全部に一本化されたため、GPKI(政府認証基盤)とNPKIは統合される見通し。

(付録)共同利用対象行政情報とプリンタ・KIOSKで交付可能な証明書

(1)共同利用の対象となる行政情報 (拡大目標の70種類)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 住民登録証明書の写し(要約) | 36 工場登記証明書 |
| 2 土地(森林)登記 | 37 特許証明書 |
| 3 地方税支払証明書 | 38 船荷証明書 |
| 4 自動車税支払証明書 | 39 漁船登録証明書 |
| 5 個人建築物用地価証明書 | 40 報奨賞及び勲章の証明書 |
| 6 建物登記証明書の写し | 41 個人タクシー輸送業免許証 |
| 7 住宅建設業使用権監査証明書 | 42 建設機関登録証明書(検査) |
| 8 自動車登録原簿 | 43 建設機関業務用証明書類 |
| 9 二輪車運転免許使用権書類証明書 | 44 建設業登録証明書 |
| 10 建設機関登録原簿 | 45 建築家業登録証明書類 |
| 11 家族登録証明書の写し | 46 商業免許証 |
| 12 建物登記証明書の写し | 47 自動車登録証明書 |
| 13 企業登記証明書の写し | 48 輸入免許証 |
| 14 土地登記証明書の写し | 49 輸出免許証 |
| 15 税支払証明書 | 50 教育機関創設、運営の登録証明書 |
| 16 商業登記証明書 | 51 付加価値税査定標準証明書 |
| 17 所得総計証明書 | 52 付加価値税免除業輸入価格証明書 |
| 18 税支払証明書 | 53 標準財政文書 |
| 19 商業一時停止証明書 | 54 法人証書証明書 |
| 20 商業中止証明書 | 55 不動産登記登録番号証明書 |
| 21 国家功労者証明書 | 56 不動産登記外国人所有証明書 |
| 22 軍人記録証明書 | 57 栄養士免許証 |
| 23 入出国証明書 | 58 鉱山業登記 |
| 24 外国人登録証明書 | 59 石油売買業登録証明書 |
| 25 建築許可証書 | 60 輸入許可 |
| 26 運転免許証 | 61 船舶検査証明書 |
| 27 雇用援助者証明書 | 62 船舶国籍証明書 |
| 28 国家技術資格証明書 | 63 船舶登録証明書 |
| 29 家族登録からの消去証明書の写し | 64 漁業免許証 |
| 30 居住証明書 | 65 廃棄物委託取扱証明書類 |
| 31 国家基本生計保護受益証明書 | 66 公証証明書 |
| 32 障害者登録証明書 | 67 森林地図 |
| 33 パスポート | 68 地籍地図 |
| 34 海外移住書類証明書 | 69 産業廃棄物廃棄証明書類 |
| 35 土地利用計画の確認 | 70 廃水廃棄設備設置証明書類 |

(2)自宅等のプリンタで交付可能な証明書6種類 (江南区の例)

- ・住民登録票謄本
- ・住民登録票抄本
- ・土地台帳謄本
- ・第一者土地権利(所有者)
- ・地価公示
- ・建築物管理台帳謄本・抄本

(3)KIOSKで交付可能な証明書43種類 (江南区の例)

- ・住民登録謄本、抄本
- ・戸籍謄本、抄本
- ・土地(林野)台帳謄本
- ・敷地権登録簿
- ・個別公示地価確認願
- ・土地利用計画確認願(江南区のみ)
- ・建築物台帳(一般建築物台帳、建築物台帳総括表題部、集合建築物台帳(表題部)、集合建築物台帳(専有部分))
- ・建設機械登録原簿(甲、乙)
- ・自動車登録原簿(甲、乙)
- ・国民基礎受給者証明
- ・医療給付証明書
- ・保健所証明(健康診断書、健康診断結果書(保険証)、予防接種証明書)(江南区のみ)
- ・農地原簿
- ・兵籍証明書(軍服務者、免除者、第1国民役)
- ・地方税税目別課税証明書(取得税、登録税、住民税、自動車税、農業所得税、屠畜税、レジャー税、タバコ消費税、都市計画税、共同施設税、地域開発税、走行税、免許税、財産税、総合土地税、事業所税、土地過多保有税)(ソウル市のみ)
- ・登記簿謄本(建物、土地、集合建物)